

平成26年12月5日招集

平成26年 第9回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第134号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）	1
議案第135号	佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第136号	佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第137号	佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第138号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第139号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）	16
議案第140号	公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）	17
議案第141号	公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）	18
議案第142号	公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）	19
議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）	20
議案第144号	佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について	21

議案第145号	団体営土地改良事業の施行について(小川地区)	22
議案第146号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	23
議案第147号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算(第8号) について	25
議案第148号	平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)について	25
議案第149号	平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算 (第2号)について	25
議案第150号	平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第 2号)について	25
議案第151号	平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算 (第2号)について	25
議案第152号	平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予 算(第2号)について	25
議案第153号	平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算(第2 号)について	25
議案第154号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日提出

議案第134号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計
補正予算（第7号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第 8 号

専決処分書

平成26年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

佐渡市長

甲斐 元也

(予算書別紙添付)

議案第135号

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月 5 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例

佐渡市行政組織条例（平成22年佐渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政改革課」を削り、「財務課」を「財務課
防災安全課」に改め、
「交通政策課」を削り、「農林水産課」「農業振興課
観光振興課」を「林業水産課
観光交流課」に改める。

第2条総務課の項第5号及び第6号を次のように改める。

広報及び広聴に関すること。

情報政策に関すること。

第2条総務課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

行政改革に関すること。

第2条総合政策課の項第3号中「広報及び広聴」を「地方創生及び離島振興」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

人口減少対策に関すること。

第2条行政改革課の項を削り、同条財務課の項の次に次のように加える。

防災安全課

危機管理の総合調整に関すること。

防災及び防犯対策に関すること。

交通安全対策に関すること。

第2条地域振興課の項第4号中「離島振興及び定住」を「交流及び定住促進」に改め、同項中第5号を削り、同条交通政策課の項を削り、同条農林水産課の項を次のように改める。

農業振興課

農業振興に関すること。

農業生産基盤に関すること。

生物多様性に関すること。

第 2 条 農業振興課の項の次に次のように加える。

林業水産課

林業振興に関すること。

水産振興に関すること。

第 2 条 観光振興課の項を次のように改める。

観光交流課

観光振興に関すること。

3 資産の活用に関すること。

交通政策に関すること。

空港に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(佐渡市行政改革推進委員会条例の一部改正)

2 佐渡市行政改革推進委員会条例 (平成16年佐渡市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「行政改革課」を「総務課」に改める。

(佐渡市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 佐渡市交通安全対策会議条例 (平成16年佐渡市条例第28号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務課」を「防災安全課」に改める。

(佐渡市林業振興協議会条例の一部改正)

4 佐渡市林業振興協議会条例 (平成16年佐渡市条例第352号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「農林水産課」を「林業水産課」に改める。

議案第136号

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月 5 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐渡市簡易水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第295号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表を次のように改める。

1 合併前の両津市簡易水道事業の給水区域

岩首簡易水道及び前浜簡易水道

(単位：円)

種別	用途及びメーターの口径		基本料金	水量料金
			10立方メートルまで	1立方メートルにつき
専用及び共用給水装置	一般	13ミリメートル	1,852	255
		20ミリメートル	1,893	255
		25ミリメートル	3,086	255
		30ミリメートル	4,217	255
		40ミリメートル	6,995	255
		50ミリメートル	12,652	255
		75ミリメートル	24,582	255
		100ミリメートル	45,566	255
	臨時給水	25ミリメートル以下	4,320	453
		30ミリメートル以上	8,640	453
	船舶給水用			255
私設消火栓	演習用		1栓放水時間5分ごとに2,160円	

以外の簡易水道

施設名	用途	給水区域	料金
柿野浦簡易水道	一般用	柿野浦	円 1,152
つばね簡易水道		豊岡 立間	2,222

野浦簡易水道	野浦	1,604
月布施簡易水道	月布施	2,891
片野尾簡易水道	片野尾	1,152
水津簡易水道	水津	3,559
両津大川簡易水道	両津大川	3,435
両津北部簡易水道	和木 馬首 北松ヶ崎	2,366
平松簡易水道	平松	1,152
浦川簡易水道	浦川	2,243
歌見簡易水道	歌見	3,075
黒姫簡易水道	黒姫	3,991
虫崎簡易水道	虫崎	1,152
北小浦簡易水道	北小浦	1,470
見立簡易水道	見立	1,152
鷲崎簡易水道	鷲崎	3,137
藻浦簡易水道	鷲崎字藻浦	1,152
真更川簡易水道	真更川	3,919

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐渡市簡易水道事業給水条例別表第 2 の 1 合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の規定は、平成27年 2 月分の料金から適用し、平成27年 1 月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第137号

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月 5 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例

佐渡市都市公園条例(平成16年佐渡市条例第274号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「受けた者」の次に「(第15条の4において「利用者」という。)」を加え、「別に定める」を「別表第4に掲げる」に改める。

第15条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条の2 市長は、有料公園施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、有料公園施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条第2項及び第3項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第15条の3 前条第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

有料公園施設の利用の許可に関する業務

有料公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の運営に関し市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条の4 第15条の2第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条第2項の規定にかかわらず、利用者は、有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者があ

あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により有料公園施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

別表第2つつじヶ丘公園の項を次のように改める。

つつじヶ丘公園	佐渡市総合体育館	佐渡市窪田75番地1
	佐和田テニスコート (人工芝)	佐渡市窪田22番地1
	佐和田野球場	佐渡市窪田87番地1

別表第4中「第11条関係」を「第11条、第15条の4関係」に改め、同表の表全天候テニスコート(1面)の項の次に次のように加える。

アリーナ	1,800
トレーニングルーム	300
ギャラリー	300
柔道場	300
剣道場	300
軽運動場	300
ランニングコース	300
会議室	300

別表第4 の表備考5の表原使用料の調整方法の欄を次のように改める。

原使用料の調整方法		
野球場	アリーナ	左記以外の施設
原使用料に入場料金の最高額の100人分を加算した額	原使用料に4を乗じて得た額	原使用料に2を乗じて得た額

原使用料に入 場料金の最高 額の200人分 を加算した額	原使用料に 12 を乗じて 得た額	原使用料に 4 を乗じて 得た額
原使用料に2 を乗じて得た 額	原使用料に 4 を乗じて 得た額	原使用料に 2 を乗じて 得た額

別表第4 の表備考5を同表備考9とし、同表備考4中「下記」を「次」に改め、同表備考4を同表備考8とし、同表備考3を同表備考6とし、同表備考6の次に次のように加える。

- 7 冷暖房設備を使用するときの使用料は、原使用料に100分の30を乗じて得た額を加算した金額とする。ただし、次の各号に掲げる施設において冷暖房設備を使用する場合は、1時間当たり、それぞれ当該各号に定める額を使用料に加算する。

アリーナ

ア 冷房 15,000円

イ 暖房 20,000円

柔道場及び剣道場 1,000円

別表第4 の表備考2の次に次のように加える。

- 3 アリーナは、バスケットボールコート3面分の広さとする。
- 4 アリーナを一部利用する場合において、利用面積の割合が3分の2、3分の1又は6分の1のときの使用料は、原使用料にそれぞれ当該割合を乗じて得た額とする。
- 5 軽運動場を一部利用する場合において、利用面積の割合が3分の2、2分の1又は3分の1のときの使用料は、原使用料にそれぞれ当該割合を乗じて得た額とする。

別表第4 の表（備考を除く。）を次のように改める。

個人利用（税込み）

施設区分	利用単位	金額	
		中学生以下	高校生以上

アリーナ トレーニング グループ ギャラリー 柔道場 剣道場 軽運動場 ランニングコース	1 人 1 回につき	50	円 100
屋外プール		100	200

別表第 4 の表備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 の次に次のように加える。

- 4 中学生以下の者は、トレーニングルームを利用できない。ただし、小学生及び中学生は、保護者等成人の付添人がいる場合は、利用を許可することができる。

別表第 4 に次のように加える。

附属設備（税込み）

区分	利用単位	金額
組立式ステージ	1 台 1 回につき	円 100
収納式スタンド	一式 1 回につき	1,000
放送設備	一式 1 回につき	1,000
電光得点板	1 組 1 回につき	1,000

附 則

この条例は、平成27年 2 月 1 日から施行する。

議案第138号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月 5 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐和田体育館の項、佐和田鴨摺運動場の項及び羽茂体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第139号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡太鼓体験交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人鼓童文化財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第140号

公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
真野第2保育園
西三川デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第141号

公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
ドンデン山荘
- 2 指定管理者となる団体の名称
渡辺産商株式会社
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第142号

公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
交流センター白雲台
- 2 指定管理者となる団体の名称
有限会社浦島
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第143号

公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂 B & G 海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木 B & G 海洋センター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
羽茂 B & G 海洋センター
羽茂ゲートボール場
小木 B & G 海洋センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第144号

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成25～27年度）（第2次変更）別紙添付）

議案第145号

団体営土地改良事業の施行について（小川地区）

団体営土地改良事業を下記のとおり施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施行年度 平成27年度から平成29年度まで
- 2 名 称 基盤整備促進事業 小川地区
- 3 工事場所 佐渡市小川地内
- 4 工事概要 農業用排水施設整備事業
用水路工 L=745m
- 5 概算事業費 29,500,000円

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第146号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「十日町市」の次に「、見附市」を、「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」の次に「、新潟県中越福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

議案第147号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について （予算書別紙添付）
議案第148号	平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について （予算書別紙添付）
議案第149号	平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について （予算書別紙添付）
議案第150号	平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について （予算書別紙添付）
議案第151号	平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について （予算書別紙添付）
議案第152号	平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について （予算書別紙添付）
議案第153号	平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について （予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

追 加 目 次

議案第155号	（仮称）佐渡市総合体育館備品（バスケットボール用具）購入契約の締結について	1
---------	---------------------------------------	---

議案第155号

（仮称）佐渡市総合体育館備品（バスケットボール用具）購入契約 の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3
条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 契約の対象 | バスケット台及びショットクロック |
| 2 | 契約数 | 3対 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 27,475,200円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐渡市両津夷62番地
株式会社太陽堂
代表取締役 後藤 洋一 |

平成26年12月5日 提出

佐渡市長

甲斐 元也